

## 第 6 類

鉄及び鋼，非鉄金属及びその合金，金属鉱石，建築用又は構築用の金属製専用材料，金属製建造物組立てセット，金属製荷役用パレット，荷役用ターンテーブル，荷役用トラバース，金属製人工魚礁，金属製養鶏用かご，金属製の吹付け塗装用ブース，金属製セメント製品製造用型枠，金属製の滑車・ばね及びバルブ（機械要素に当たるものを除く。），金属製管継ぎ手，金属製フランジ，キー，コッタ，てんてつ機，金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。），金属製航路標識（発光式のものを除く。），金属製貯蔵槽類，いかり，金属製ビット，金属製ボラード，金属製輸送用コンテナ，かな床，はちの巣，金属製金具，ワイヤロープ，金網，金属製包装用容器，金属製のネームプレート及び標札，犬用鎖，金属製のきゃたつ及びはしご，金属製郵便受け，金属製帽子掛けかぎ，金属製貯金箱，金属製家庭用水槽，金属製工具箱，金属製のタオル用ディスプレイ，金属製建具，金庫，金属製靴ぬぐいマット，金属製立て看板，金属製の可搬式家庭用温室，金属製の墓標及び墓碑用銘板，つえ用金属製石突き，アイゼン，カラビナ，ハーケン，金属製飛び込み台，拍車，金属製彫刻

鉄及び鋼

0 6 A 0 1

- 1 鉄  
海綿鉄 合金鉄 純鉄塊 銑鉄 鋳鉄 粒鉄
- 2 鋼  
特殊鋼 普通鋼
- 3 鋼半成品  
シートバー スケルプ スラブ チンバー チンバーインコイル ビレット ブルーム
- 4 圧延鋼材  
外輪 鋼管 鋼板 再生鋼材 条鋼 山形鋼
- 5 鉄鋼二次製品  
亜鉛鉄板 クラッド鋼板 中空鋼 ビニル鋼板 ブリキ板 磨棒鋼
- 6 鉄くず  
切り粉 合金鉄くず 炭素鋼くず 低炭素鋼くず

[ 第 1 類 第 2 類 第14類 ]

- 1 銅及び銅合金  
銅合金地金 銅粗製品 銅地金 銅又は銅合金の鋳物・はく・粉及び伸銅品
- 2 鉛及び鉛合金  
鉛合金地金 鉛粗製品 鉛地金 鉛又は鉛合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 3 亜鉛及び亜鉛合金  
亜鉛合金地金 亜鉛粗製品 亜鉛地金 亜鉛又は亜鉛合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 4 すず及びすず合金  
すず合金地金 すず粗製品 すず地金 すず又はすず合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 5 アルミニウム及びアルミニウム合金  
アルミニウム合金地金 アルミニウム粗製品 アルミニウム地金 アルミニウム又はアルミニウム合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 6 マグネシウム及びマグネシウム合金  
マグネシウム合金地金 マグネシウム粗製品 マグネシウム地金 マグネシウム又はマグネシウム合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 7 ニッケル及びニッケル合金  
ニッケル合金地金 ニッケル粗製品 ニッケル地金 ニッケル又はニッケル合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 8 チタニウム及びチタニウム合金  
チタニウム合金地金 チタニウム粗製品 チタニウム地金 チタニウム又はチタニウム合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 9 その他の非鉄金属及びその合金  
インジウム カドミウム クローム ゲルマニウム コバルト ジルコニウム タングステン タantal ニオブ バナジウム ハフニウム ベリリウム マンガン モリブデン

[ 第 1 類 第14類 第17類 第19類 第20類 ]

亜鉛鋳 アンチモニー鋳 ウラン鋳 金鋳 銀鋳 クローム鉄鋳 コバルト鋳 水銀鋳  
すず鋳 そう鉛鋳 タングステン鋳 鉄鋳 銅鋳 トリウム鋳 鉛鋳 ニッケル鋳

マンガン鋳 モリブデン鋳 硫化鉄鋳

建築用又は構築用の金属製専用材料

07A01

煙突 階段踏み板 回転窓用へいそく装置 ガードレール 壁板 くい 格子 坑道  
用材料 さく シャッター 水道管 タイル 建物の鉄鋼枠 棚板 ちょうつがい 手  
すり 鉄線じゃかご 天井板 天井装飾品 電柱用柱 ドアノッカー とい とい台  
戸車 扉 扉とっ手 扉のへいそく装置 柱 羽目板 はり 針金格子 針金さく 防  
火扉 舗床用材料 窓 窓用引き手 窓枠 窓枠滑車 マンホール 門 有刺鉄線 床  
板 よろい戸 落石防止網 ラス

金属製建造物組立てセット

07A04

[ 第11類 第19類 ]

禽舎<sup>きん</sup>組立てセット

金属製荷役用パレット 荷役用ターンテーブル 荷役用トラバースー 09A03

[ 第7類 第12類 第20類 ]

金属製人工魚礁

09A05

[ 第7類 第19類 ]

金属製養鶏用かご

09A46

[ 第19類 ]

金属製の吹付け塗装用ブース

09A64

[ 第7類 第19類 ]

金属製セメント製品製造用型枠

09A71

[ 第19類 ]

金属製の滑車・ばね及びバルブ(機械要素に当たるものを除く。)

(09F02・09F03・09F05)

滑車

09F02

[ 第7類 第12類 ]

ばね

09F03

[ 第7類 第12類 ]

うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね

バルブ

09F05

[ 第7類 第11類 第17類 第19類 第20類 ]

アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちょう形バルブ

金属製管継ぎ手 金属製フランジ

09F06

[ 第17類 ]

キー コッタ

09F07

てんてつ機

09G06

[ 第9類 ]

金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。）

09G07

[ 第9類 第19類 ]

金属製航路標識（発光式のものを除く。）

09G08

[ 第19類 ]

金属製貯蔵槽類

(09G59・09G60)

液体貯蔵槽 工業用水槽

09G59

[ 第19類 第20類 ]

液化ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽又は液化ガス貯蔵槽用のアルミニウム製の浮中ぶた

09G60

[ 第20類 ]

いかり 金属製ビット 金属製ボラード

12A01

[ 第9類 第12類 第19類 第22類 ]

金属製輸送用コンテナ

12A74

[ 第20類 ]

かな床 はちの巣

13B01

[ 第8類 ]

（備考）「かな床 はちの巣」は、第8類の「くわ 鋤<sup>すき</sup> レーキ（手持ち工具に当たるものに限る。）」に類似する。

金属製金具

1 3 C 0 1

[ 第11類 第17類 第18類 第20類 第26類 ]

1 カットネール くぎ くさび 座金 ナット ねじくぎ びょう プラグ ボルト  
リベット ワッシャー

2 環 鎖

3 安全錠 鍵<sup>かぎ</sup> 鍵<sup>かぎ</sup>用金属製リング 南京錠

4 キャスター プール用ロープ繫止金具

(備考)「金属製金具」は、第18類の「洋傘金具」、第25類の「靴くぎ 靴びょう  
靴保護金具」、「げた金具」及び第26類の「靴はとめ 靴ひも代用金具」に類  
似する。

ワイヤロープ

1 8 A 0 2

金網

1 8 B 0 2

金属製包装用容器

( 1 8 C 0 1 ・ 1 8 C 1 3 )

金属製包装用容器 ( 「金属製栓・金属製ふた」を除く。 )

1 8 C 0 1

缶詰缶 金属製押し出しチューブ 高圧ガス容器 ドラム缶

金属製栓 金属製ふた

1 8 C 1 3

[ 第17類 第20類 第21類 ]

金属製のネームプレート及び標札

1 9 B 2 1

[ 第20類 ]

犬用鎖

1 9 B 3 3

[ 第18類 第20類 第21類 第28類 ]

金属製のきょうたつ及びはしご

1 9 B 3 4

[ 第20類 ]

金属製郵便受け

1 9 B 3 5

[ 第19類 第20類 ]

金属製帽子掛けかぎ

1 9 B 3 6

[ 第20類 ]

金属製貯金箱

1 9 B 4 4

[ 第21類 ]

金属製家庭用水槽

1 9 B 4 9

[ 第19類 第20類 ]

金属製工具箱

1 9 B 5 3

[ 第20類 ]

金属製のタオル用ディスペンサー

1 9 B 5 4

[ 第8類 第20類 第21類 ]

金属製建具 金庫

2 0 A 0 1

[ 第11類 第14類 第19類 第20類 ]

1 金属製建具

戸

2 金庫

(備考) 1 「金属製建具」は、第20類の「つい立て びょうぶ」に類似する。

2 「金庫」は、第20類の「つい立て びょうぶ」及び「ベンチ」に類似する

金属製靴ぬぐいマット

2 0 C 0 1

[ 第16類 第20類 第22類 第24類 第27類 ]

金属製立て看板

2 0 D 0 4

[ 第20類 第21類 ]

金属製の可搬式家庭用温室

2 0 D 0 7

[ 第19類 ]

金属製の墓標及び墓碑用銘板

2 0 F 0 1

[ 第19類 第20類 第21類 第24類 第26類 第31類 ]

つえ用金属製石突き

2 2 C 0 1

[ 第18類 ]



アイゼン カラビナ ハーケン 金属製飛び込み台

2 4 C 0 1

[ 第 8 類 第 9 類 第 19 類 第 20 類 第 21 類 第 22 類 第 25 類 第 27 類 第 28 類 ]

拍車

2 4 C 0 2

[ 第 18 類 第 25 類 ]

金属製彫刻

2 6 C 0 1

[ 第 19 類 第 20 類 ]